

旧市営住宅跡地売却支援業務

仕 様 書

1 業務の概要

本業務は、下記の市営住宅跡地（旧市営円山住宅跡地、旧市営岸部北住宅跡地）の売却を円滑に行うにあたり、当該売却の支援業務を委託するものとする。

本市が公募により売却するにあたり必要となる調査、情報の整理、資料の作成及び土地の鑑定評価を行うとともに売却先との契約に必要な手続等について支援を行う。なお、本業務の遂行にあたり、吹田市公有地利活用の考え方（平成 25 年 3 月）に基づくとともに、本仕様書及び関係法令等を遵守しなければならない。

2 委託期間

契約締結日 から 令和 8 年 9 月 11 日 まで

3 対象不動産

(1) 土地 旧市営円山住宅跡地（吹田市円山町 26 番 別紙 1）

ア 地番 吹田市円山町 59 番 7、59 番 8

イ 地目 宅地

ウ 地籍 1714.18 m² (59 番 7) 及び 255.52 m² (59 番 8)

(2) 土地 旧市営岸部北住宅跡地（吹田市岸部北 1 丁目 17 番 別紙 1）

ア 地番 吹田市岸部北 1 丁目 9 番

イ 地目 宅地

ウ 地籍 1730.18 m² (9 番)

4 売却方法

一般競争入札

5 売却スケジュール

	令和7年度 (2025年)									令和8年度 (2026年)																	
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
議会予定			●		●			●			●				●												
売却支援業務 (円山59-7.8、岸部北)	業務計画	事前調査	市場調査			不動産鑑定			鑑定評価書納品	入札内容決定(市)	パンフレット印刷・納品	入札公告(市)・物件説明会等・質疑回答案	入札・売買契約締結(市)	土地代金納付(購入者)・所有権移転登記(市)・業務完了													
			現況図作成		パンフレット作成				覚書締結							パンフレット完成											
			提案書作成		隣地覚書協議																						
			関係室課調整																								

※ 土地売却の入札は最大 1 回とする。入札が不調となった場合は、売却スケジュールを変更し、入札不調の原因調査、入札条件の見直し及び再度不動産鑑定評価を行う業務に契約変更するものとする。

6 業務内容

業務に先立ち、業務計画書を作成する。記載事項は以下のとおりとする。

ア 実施要領、スケジュール

イ 業務責任者及び各担当者の資格、主な経歴等、業務実施体制

(1) 売却手続きの提案

以下の事項について具体的な提案書を作成し、根拠資料とともに市に提出する。

ア 売却手続きにあたり実施すべき項目

イ 各土地の状況（法令等や周辺環境等）から望ましいと思われる土地利用

ウ その他今回の土地売却に必要なと認められる事項

(2) 売却対象不動産の事前調査

ア 物件調査（交通機関、校区、接道の状況、法令上の制限、供給処理施設及び現地の調査）

（ア）敷地内の鉦等の復元測量を行い、鉦等の復元を行うこと。（金属鉦 19 箇所）

（イ）旧市営円山住宅跡地に隣接する吹田市消防本部西消防署千里山出張所との境界について、官官明示を本業務で行い、（境界点 4 点）法務局で地積の更正登記を行うこと。

旧市営円山住宅跡地 : 吹田市円山町 59 番 7

吹田市消防本部西消防署千里山出張所 : 吹田市円山町 59 番 9、59 番 10

※調査の結果、売却までに測量及び工事が必要であると認められる場合は、本市に報告すること。なお、測量及び工事に要する費用は上記に記載するものを除き本業務対象外とする。

イ 市場調査（不動産市場動向調査、想定事業等の調査）

(3) 売却前提条件の整理

ア 地下埋設物及び越境物を含む土地の現況の調査及び現況図の作成

2 敷地共、筆界確認書は（2）ア（イ）を除きすべて揃っており、敷地内の埋設物の位置、敷地の高さ（水準測量実施済み）は把握している。本業務では本市所有の測量図（旧市営円山住宅跡地は紙図面のみのため本業務でCAD化すること、旧市営岸部北住宅跡地は測量データを本市が所有しており、業務を実施するにあたり貸与する予定）を基に当該埋設物の位置・形状を記載するとともに調査で発覚した埋設物等も同様に記載すること。また、越境物については、本業務で調査し、現況図に反映すること。

イ 隣地との覚書の締結

2 敷地共、越境等に関する覚書は締結していない。

越境等に関する覚書については、本業務で本市職員が主体となり対象者と覚書の締結に向けた協議を実施するので、協議への同行、議事録の作成及び覚書（案）の検討（別紙 2 を各現況に合わせたものに修正すること。）を行うこと。

なお、現時点で本市が把握している件数は、8 件（官民境界）である。本市が把握している以外に越境等が発覚した場合は、同様に対応すること。

ウ 売却条件等及びその他固有条件

売却条件等における近隣自治会等との協議は継続中であり、現時点で条件はありません。

対象不動産の事前調査及び望ましいと思われる土地利用の検討の結果、条件を設定する必要がある場合は、本市に提案すること。

エ その他必要となる図面等への記載事項の整理

- (4) 関係部署等との調整補助（以下補助とは、資料準備及びノウハウの提供をいう。）及び進捗打合せ
 ア 関係部署等との調整補助（12 回程度）・・・開発指導等の内容を確認する。

本市管路保全室、道路室、開発審査室、都市計画室及び水道部の各 2 回

関西電力及び大阪ガスの各 1 回

- イ 本市との打合せ（9 回程度）・・・住宅政策室と進捗等の打合せは、2 か月に 1 回程度行う。

(5) 鑑定評価

対象不動産に係る鑑定評価書（「不動産の鑑定評価に関する法律」に定める不動産鑑定士資格の有資格者が作成したものとする。）を作成し、納品を行う。

(6) 売却業務

以下の業務を行う。

- ア 「市有地売却の御案内」（別紙 3）の追記・修正

(ア) 物件調書、土地売買契約書の追記・修正（法務確認含む）

(イ) その他土地の引き渡しに要する書類の追記・修正、準備

※「市有地売却の御案内」の必要部数のカラー印刷も本業務で行う。（100 部）

- イ 一般競争入札等に係る事務

(ア) 各現地への売却土地の掲示（A3 サイズ ラミネートで目に付く場所に掲示）

(イ) 質疑回答案の作成

- ウ 物件説明会の開催

会場（説明会は売却土地で行う）準備、資料の準備、受付、進行、説明（物件説明に関する事項）の実施

- エ 契約締結事務

吹田市が締結事務を行うので、本業務対象外とする。

(7) 登記手続き及び土地の引継

- ア 登記手続きは、吹田市が嘱託登記を行うので、本業務対象外とする。

- イ 土地の買受人への各種引継書類の作成業務

(ア) 筆界確認書、土壤汚染調査報告書及び覚書の写しを作成する。

A0:5 枚、A2:5 枚、A3:5 枚、A4:500 枚のカラー印刷を行う。

筆界確認書（旧市営円山住宅跡地）の袋とじ製本 1 冊

筆界確認書（旧市営岸部北住宅跡地）の袋とじ製本 1 冊

土壤汚染調査報告書（旧市営円山住宅跡地）袋とじ製本 1 冊

土壤汚染調査報告書（旧市営岸部北住宅跡地）袋とじ製本 1 冊

覚書等（旧市営円山住宅跡地）袋とじ製本 1 冊

覚書等（旧市営岸部北住宅跡地）袋とじ製本 1 冊

7 主な貸与資料

住宅名	筆界確認書	解体図面	竣工図面	土壤汚染 調査報告書	アスベスト 調査報告書	PCB 調査報告書
旧市営円山住宅跡地	あり			地歴調査報告書 (R6)		
旧市営岸部北住宅跡地	あり	あり	あり	地歴調査報告書 (R3)		

※本市が所有する資料等は、受託者に無償で貸与するが、本業務完了後、速やかに返却する。

8 報告書の作成

上記 6 の業務内容を報告書（Ⅰ部 電子データ共）としてまとめる。

9 業務の再委託

業務の一部を再委託する場合は、吹田市の入札参加有資格者名簿登載事業者を選定すること。

10 その他

本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合あるいは合理的な理由により本仕様書により難しいと判断される場合は、市と協議のうえ、市の指示を受けること。

業務分担表

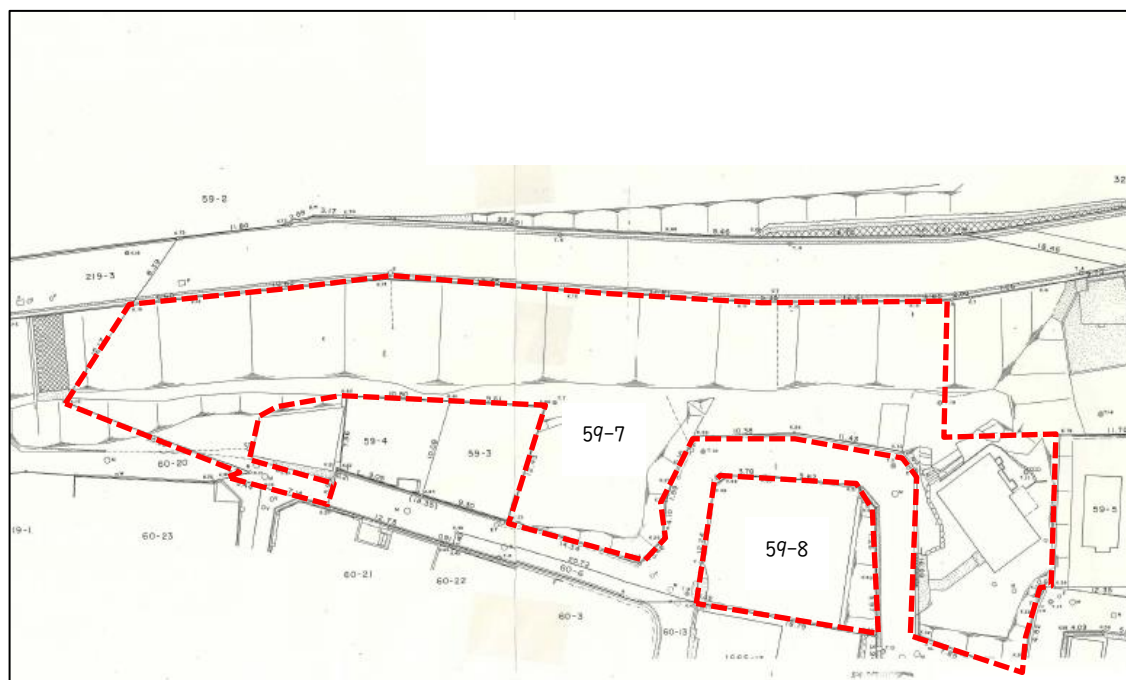
No	業務内容	役割区分	
		市	受託者
1	業務計画書の作成		◎
2	売却手続きの進め方の提案		◎
3	売却対象不動産の事前調査(物件調査)		◎
4	売却対象不動産の事前調査(不動産市場動向調査)		◎
5	売却対象不動産の事前調査(想定事業等の調査)		◎
6	売却前提条件の整理		◎
7	隣地との覚書の締結	◎	○
8	関係部署等との調整	◎	○
9	鑑定評価		◎
10	「市有地売却の御案内」の作成(物件調査)		◎
11	「市有地売却の御案内」の作成(土地売買契約書)		◎
12	「市有地売却の御案内」の作成(その他土地の引き渡しに要する書類)		◎
13	入札保証金及び契約保証金の決定	◎	
14	一般競争入札公告に係る議会報告	◎	
15	一般競争入札に係る事務(公告)	◎	
16	一般競争入札に係る事務(市報すいたへの掲載)	◎	
17	一般競争入札に係る事務(市ホームページへの掲載)	◎	
18	市役所前掲示板への公告	◎	
19	「市有地売却の御案内」のカラー印刷		◎
20	現地への売却土地の掲示(A3サイズ ラミネートで目に付く場所に掲示)		◎
21	一般競争入札に係る事務(入札情報の広報)		◎
22	一般競争入札に係る事務(入札参加者からの問い合わせ対応)	◎	
23	一般競争入札に係る事務(質疑書の受付、回答)	◎	
24	一般競争入札に係る事務(質疑書の回答案の作成)		◎
25	物件説明会の開催(会場準備、資料の準備)		◎
26	物件説明会の開催(受付、進行、説明(物件説明に関する事項)の実施)		◎
27	入札受付の準備(受付名簿、受付済証、入札用封筒等の作成)	◎	
28	入札保証金納付書の作成	◎	
29	受付かご、受付看板の作成	◎	
30	入札保証金の納入及び入札参加受付	◎	
31	入札保証金の調定	◎	
32	開札の準備(手引き、くじの作成)	◎	
33	開札及び落札者の決定(市ホームページへの掲載)	◎	
34	一般競争入札開札に係る議会報告	◎	
35	入札保証金の返還	◎	
36	契約書の受渡	◎	
37	売買契約締結	◎	
38	売買契約締結の説明	◎	
39	契約保証金の納入通知書の作成	◎	
40	契約保証金の納入確認	◎	
41	売買代金残金の納入確認	◎	
42	所有権移転登記(嘱託登記)	◎	
43	引継書類のカラー印刷		◎

※◎を主担とし、○は補助とする。

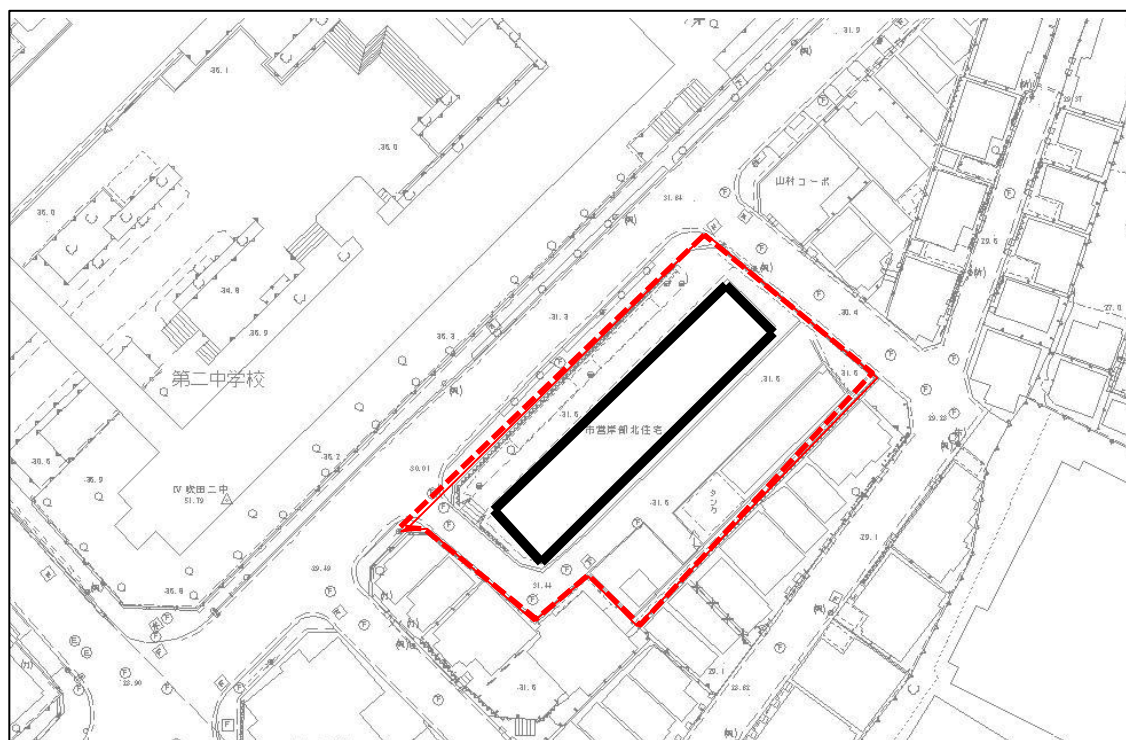
各種補足資料

各住宅の配置図

旧市営円山住宅跡地



旧市営岸部北住宅跡地



※既存建物は令和 7 年度末に解体完了予定である。

覚 書(案)

吹田市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、双方の所有する下記の対象不動産(以下「土地」という。)の境界に関し次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲及び乙は、令和6年●月●日に土地の敷地境界線の確認を現地で行ったところ、乙の所有する構造物の一部が敷地境界線を越境していることを確認した。

第2条 甲及び乙は、将来乙が越境物を取り壊し又は越境を是正できる工事を行う場合には、乙の責任と負担において越境物の撤去をすることを確認した。

第3条 甲及び乙は、将来甲が所有する土地を第三者に売却しようとするときに当該第三者から要求があった場合は、乙の責任と負担において越境物の撤去をすることを確認した。

第4条 甲及び乙は、本書に定めのない事項については誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

第5条 甲及び乙は、土地を第三者に譲渡した場合、当該第三者に対してもこの覚書の内容を継承させるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

対象不動産の表示

甲所有土地 吹田市

乙所有土地 吹田市

令和 年 月 日

甲 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市長 後藤 圭二

乙

令和 6 年度 吹 田 市 市 有 地

市有地売却の御案内

〔一般競争入札〕

案

入札受付期間	令和 6 年●月●日（●）午前●時から 令和 6 年●月●日（●）午後●時まで 受付は、吹田市都市計画部都市計画室までお越しください。 （受付は持参のみで、郵送、メール等は不可です。）
--------	---

入札の参加を希望される方は、本書をよくお読みのうえ、
内容を十分把握されたうえで御参加ください。

吹田市 都市計画部住宅政策室

電話 06-6384-1924（直通）

<http://www.city.suita.osaka.jp>

一 般 競 争 入 札

【 売 却 物 件 一 覧 表 】

物件 番号	所 在 地 番 (住居表示)	地目 数量 (㎡)	最低売却価格 (円)	現地説明会
1	●	宅地 ●	●円	令和 6 年 ●月●日(●) ●時
2	●	宅地 ●	●円	

- 物件の土地売買契約書の書式は、9 ページから 11 ページに、
物件の概要については、13 ページから 21 ページに記載しております。
- 入札参加申込書、入札書等必要書類は、23 ページから 33 ページにあります。
用紙をはずしていただくか、コピーをお取りいただき、必要事項の記入、押印のうえ、入札受付期
間内に吹田市都市計画部都市計画室（市役所低層棟3階）までお持ちください。
- 入札の際には、入札予定額の 100 分の 3 以上の入札保証金が必要です。
このパンフレットに添付している、「納付書」を使用して、入札受付前に銀行等で納付してください。
- このパンフレットは、吹田市都市計画部都市計画室（市役所低層棟3階）及び各出張所（山田・千里
丘・千里）において配布しております。
- このパンフレットの情報は、吹田市のホームページ（<http://www.city.suita.osaka.jp>）においても
御覧いただけます。

【申込みから引渡しまで】

※ 入札保証金、契約保証金納付方法及び売買代金の支払方法につきましては、2 ページ以降の実施要項をよくお読みください。

1 入札の公告・市有地売却の御案内（パンフレット）の配布 現地説明会 （2～3 ページに詳細）	▽ 令和 6 年●月●日付けの公告により公表します。 ▽ パンフレットは、吹田市都市計画部都市計画室（市役所低層棟 3 階）、及び各出張所（山田・千里丘・千里）において配布しています。 ▽ 配布期間は、令和●年●月●日（●）から令和●年●月●日（●）まで（午前 9 時から午後 5 時 30 分）とします。 ▽ 現地説明会 物件番号 1～2：令和 6 年●月●日（●）●時
2 入札参加受付・入札の実施（持参のみ） （4～5 ページに詳細）	▽ 入札に参加するには、入札保証金及び入札受付が必要です。 入札参加前に、あらかじめ配布している納付書を使用し、銀行等で入札保証金（入札予定額の 100 分の 3 以上の金額）を納付してください。 ▽ 受付期間： 令和 6 年●月●日（●）から令和 6 年●月●日（●）まで 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで ▽ 受付場所：吹田市都市計画部都市計画室（市役所低層棟 3 階） 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 電話番号 06（6384）●（直通）
3 開札 （5～6 ページに詳細）	▽ 令和 6 年●月●日（●）物件ごとに関札を行います。 物件番号 1：●時 物件番号 2：●時 ▽ 開札場所 吹田市役所低層棟 3 階●室
4 契約の締結 （6 ページに詳細）	▽ 令和 6 年●月●日（●）から 令和 6 年●月●日（●）まで ▽ 契約締結日までに契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上の金額と入札前に納付済みの入札保証金の差額）を納付してください。
5 売買代金の残金支払い 所有権移転登記 （7 ページに詳細）	▽ 残金の支払期限は、物件番号 1～2 については、令和 6 年●月●日（●）までとします。 ▽ 売買代金完納確認後、所有権移転登記を行います。 ▽ 登録免許税等所有権移転に要する費用は、落札者の負担とします。

【一般競争入札実施要項】

1 参加資格

(1) 個人及び法人。(市内、市外を問いません。)

※落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が売買契約における買受人となります。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は入札に参加できません。

ア 成年被後見人、契約締結の同意を得ていない被保佐人及び被補助人、民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 1 項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第 2 項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者、契約締結のために親権者の同意を得ていない未成年者など、入札に係る契約を締結する能力を有していない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 吹田市暴力団の排除等に関する条例の規定に該当する暴力団及びその関係者又は事実上経営に参加していると認められる法人

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められたため、吹田市において競争入札参加資格制限を現に受けている者

※（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項条文）

普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ロ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(ハ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(ニ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(ホ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(ヘ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

カ 固定資産税又は市区町村民税若しくは都道府県民税を賦課されている場合にあっては、その全部又は一部につき現に滞納している者

キ 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する者

2 入札保証金

- (1) 入札に参加するためには、入札予定額の 100 分の 3 以上（円未満切り上げ）の入札保証金が必要です。（最低売却価格の 100 分の 3 ではありませんので、あらかじめ入札しようとする金額を考慮しておいてください。）

入札参加前に、このパンフレットに添付されている吹田市所定の納付書により、金融機関等で納付してください。

ア 取扱金融機関については、納付書の裏面を御覧ください。

イ 金額欄の訂正は無効ですので、誤記があった場合は、吹田市から納付書の再交付を受けてください。

ウ 入札受付には、納付の際に受領した領収印押印済の領収証書（本人控）の写しが必要となります。

- (2) 落札者が令和 6 年●月●日（●）までに契約を締結しない場合は、既納の入札保証金は吹田市に帰属します。また、落札者が本要項 1 に定める入札に参加する者に必要な資格を有しないことが判明し、失格した場合も同様とします。

- (3) 落札者を除いた入札者には、開札終了後必要な事務手続を経て速やかに、あらかじめ入札者が指定する金融機関の口座（入札者名義の口座に限る。）に振込みの方法で返還します。返還する入札保証金には利息を付しません。

- (4) 落札者が納入した入札保証金は、売買契約締結と同時に契約保証金の一部又は全部に充当します。

3 現地の確認

- (1) 現地説明会（雨天決行）

日時：令和 6 年●月●日（●） 物件番号 1～2：●時

ア 現地で職員が待機しております。

イ 説明会当日は本実施要項をお持ちください。

ウ 現地には駐車場を設けておりませんので、御注意ください。

エ 現地説明会の事前申し込みは不要ですが、必ず参加してください。説明会当日以外の現地開放はしません。

オ 説明会に不参加（遅刻・早退含む。）の場合は、現地での説明事項についてすべて了解しているものとみなし、この件に関する不服の申出等はできません。また、吹田市は入札者が入札手続及び売買物件についてすべて承知したうえで入札したものとして取扱います。

カ 現地説明会当日においては、質問は一切受け付けません。

- (2) 物件に係る各制限法令及び土地売買契約書（案）等については、十分に御確認ください。

（土地売買契約書 9～11 ページ） （物件調書 13～21 ページ）

- (3) 物件の地積測量図、登記事項証明書の写しを希望される方は、吹田市都市計画部都市計画室の窓口でお申出ください。（午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。））

4 質 疑

質問がある場合は、令和 6 年●月●日（●）午後 5 時 30 分（必着）までに、質問書（37 ページ）に質問の要旨を簡潔にまとめ、持参若しくはファックス又は電子メールで送信してください。ファックス又は電子メールでの送信の場合は、送信後、下記へ電話連絡し、到着の有無を必ず確認してください。

（午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。））

(1) 提出先

吹田市都市計画部都市計画室（市役所低層棟3階）

電話 06-●-● ファックス 06-●-●

電子メールアドレス ●

※ 電子メールで送信いただく場合は、件名を「市有地売却」としてください。

(2) 質問への回答

質問に対する回答書は、令和 6 年●月●日（●）までに吹田市ホームページ上に掲載します。なお、意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

5 入札参加方法等

(1) 受付期間及び時間

令和 6 年●月●日（●）から令和 6 年●月●日（●）まで

午前9時から午後5時 30 分まで

(2) 受付場所

吹田市都市計画部都市計画室（市役所低層棟3階）

吹田市泉町1丁目3番 40 号

(3) 必要書類

ア、イ、ウ、エの書類について不備のないように記入のうえ、押印については必ず朱肉を使用してください。

オ、カは入札参加申込時に、発行から3か月以内のものを御用意ください。

※ 提出書類等はお返ししません。

ア 一般競争入札参加申込書（23 ページ）

イ 入札保証金納付確認書・請求書兼口座振替依頼書（25 ページ）

※ 入札保証金納付後の領収証書（本人控）の写しを裏面へ貼付してください。

※ 記入例は、27 ページを参照してください。

ウ 誓約書（29 ページ）

エ 入札書（33 ページ）

※ 記入例は、35 ページを参照してください。

オ 印鑑登録証明書

カ 個人 住民票の写し及び納税証明書

法人 登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書及び納税証明書

※ 納税証明書は、入札者の住所（法人の場合は所在地）に係る住民税納税証明書及び固定資産税納税証明書（固定資産税納税証明書にあっては吹田市に固定資産を有するときに限る。）を御用意ください。

(4) 売買契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。

共有で登記をお考えの方は、申込書に共有者全員の住所、氏名等を記載してください。

(5) 申込後は、申込物件の変更等、申込書の記載内容の変更は一切できません。

申込内容について偽りの記載があるときは、申込みを無効とします。

(6) 入札参加方法（持参のみ）

必要書類を受付場所（吹田市都市計画部都市計画室）まで、受付期間内に直接持参してください。

入札参加申込み時に封筒をお渡ししますので、その場で入札書を封入し、提出していただきます。

郵送、電話、FAX、インターネット等による受付は行いません。

入札参加受付済証を発行しますので、開札日まで大切に保管のうえ、開札に参加される場合は必ず

お持ちください。

※ 入札注意事項

- ア 入札書には、必ず入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）及び金額を記入のうえ、入札者の印鑑登録証明書に登録されている印鑑を押印してください。
- イ 入札書のコレは、物件の総額をアラビア数字（0，1，2…）で記入し、必ず金額の先頭に¥マークを付けてください。
- ウ 入札金額の訂正はできません。
- エ 入札書を提出した後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、差替え、撤回はできません。

（7）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札参加資格のない者がした入札
- イ 入札保証金が未納又は不足しているにもかかわらず参加した入札
- ウ 入札保証金納付確認書の裏面に、入札保証金を金融機関で納付した際に受け取った領収証書本人控（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しが添付されていないもの
- エ 入札書に記名押印がない入札
- オ 入札書に登録印鑑と異なる印鑑で押印された入札
- カ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 入札金額が最低売却価格に満たない入札
- ケ 同一入札において、一人が2通以上の入札書を提出した場合、その全部の入札
- コ 所定の入札書によらない入札
- サ 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- シ 必要書類の記載内容が一致しない入札又は必要書類に押印した印鑑が一致しない入札
- ス 一般競争入札実施要項の条件や法令等に違反した入札

（8）入札の中止、保留又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止、保留又は延期することがあります。

（9）入札申込者に関する情報及び入札申込者数などの問合せには、一切お答えできません。

6 開 札

（1）日 時 令和6年●月●日（●）

物件番号	開始時刻
1	●時
2	●時

開札は、公開で行います。

- ア 入札者及び代理人の方の参加は自由です。
- イ 開札当日の受付は、開札開始時刻の10分前から行います。

(2) 会 場

吹田市役所低層棟3階●室

(3) 当日に持参するもの

入札参加受付済証（受付印を押印したもの）、委任状（31 ページ）

(4) 落札者決定方法

- ア 落札者は、有効な入札のうち、吹田市が定めた最低売却価格以上で最高価格の入札者とし、落札者の受付番号、氏名及び落札価格を発表します。
- イ 落札者となるべき同一価格の入札者が2名以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできません。
- ウ 当該入札者が開札会場に不在の場合には、代わりに吹田市の入札事務に関係のない職員がくじを引きます。
- エ 開札結果については、入札の公正性や透明性等の観点から、落札者の氏名並びに落札価格を吹田市ホームページ及び吹田市都市計画部資産経営室において、開札後当分の間公表しますので、入札者はこのことを了承したうえで入札してください。
- オ 契約内容、契約締結日及び契約保証金等については、開札後に落札者と協議をさせていただきます。

7 契約の締結

落札者には、令和6年●月●日（●）から令和6年●月●日（●）までの間に、入札参加申込書に記載された名義（共有の場合は共有者全員の名義及び持分）により売買契約を締結していただきます。

(1) 契約時に持参するもの

- ア 印鑑（実印）
- イ 売買契約書に貼付する収入印紙（売買代金に応じた金額）

(2) 売買契約の締結及び履行に必要な費用（収入印紙・登録免許税等）及び落札者を義務者として課される公租公課等は、全て落札者の負担となります。

(3) 落札者が令和6年●月●日（●）までに契約を締結しない場合は、既納の入札保証金は返還しません。

(4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前には、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

8 契約保証金及び売買契約書に定める義務の履行

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とし、売買契約の締結と同時に、買受人が納入している入札保証金は、「契約保証金」に充当します。

ただし、入札保証金の額が契約保証金に満たないときは、その差額を契約締結時まで追加納付してください。

- (1) 差額の追加納付は、入札保証金の納付と同様の方法で行ってください。
- (2) 契約保証金は、売買代金完納時に代金の一部として充当します。
- (3) 契約保証金には利息を付しません。
- (4) 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないときは、契約保証金は吹田市に帰属するものとし、返還できません。
- (5) 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないときは、吹田市が指定する期間内に買受人が土地を原状に回復して、吹田市に引き渡すものとし、

- (6) 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないことにより、吹田市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

9 ●工事（物件番号●のみ）

- (1) 物件番号●は、●されていないため、買受人が土地を利用する際には、本市公園管理者及び下水道管理者と協議のうえ、●を整備してください。
- (2) 上記(1)の買受人による●工事は公園管理者及び下水道管理者による検査合格をもって完了となります。
- (3) 物件番号●の所有権移転登記については、上記(2)の検査合格後に買受人が売買代金を完納し、本市が完納を確認した後にいきます。

10 売買代金の残金納入方法

売買代金の残金（売買代金から契約保証金の額を差引いた金額）は、物件番号1～2については、令和6年●月●日（●）までに、物件番号●については、前項9の(2)に記載の●工事に伴う検査合格後30日以内に、吹田市が発行する納付書により、金融機関で納入してください。取扱金融機関については、納付書の裏面を御覧ください。

11 所有権の移転及び土地の引渡し

- (1) 売買代金を完納した日に所有権を移転し、現状有姿（物件番号●については、●工事に伴う検査合格後の状態）で土地を引渡します。
- (2) 所有権移転登記は、吹田市が行いますので、売買代金完納までに所有権移転登記嘱託書に添付する関係書類等を提出してください。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税等は、買受人の負担となります。別途お渡しする国庫金納付書で、取扱金融機関でお支払のうえ、領収証書（原本）を吹田市へ提出してください。
- なお、吹田市役所内の指定金融機関では、国庫金の納付は取扱っておりません。
- (4) 所有権移転登記完了後、買受人には登記識別情報が交付されます。

12 その他の注意事項

- (1) 売買物件は、既存工作物、地下埋設物、その他存置物すべてを現状有姿【あるがままのかたち】（物件番号●については、●工事に伴う検査合格後の状態）で引渡しますので、必ず事前に現地を確認してください。（図面が現状と相違している場合及び物件調書に記載以外の既存工作物や地下埋設物、その他存置物があった場合でも、現状を優先します。）
- なお、売買物件を利用するに当たり、それらの除却や改修、地盤改良等が必要であるときは、すべて落札者の費用負担において行っていただきます。また、売買物件の周辺環境についても事前に確認してください。
- (2) 売買物件を利用するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、公序良俗に反することのないようにしてください。また建築確認や開発許可において、建築基準法及び大阪府、吹田市の条例等により、指導が行われる場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (3) 売買物件の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者において行っていただきます。

- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、吹田市の責めに帰すことができない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (5) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は契約の内容に不適合なことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- ただし、落札者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないため吹田市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 所有権移転後の売買物件に対する公租公課は、買受人の負担となります。

土地売買契約書（案）

吹田市（以下「売主」という。）と（以下「買主」という。）は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）について、次のとおり売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主、買主双方は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 売主は、売買物件を現状有姿で買主に売渡すものとする。（※物件番号●については、現状有姿は除く。）

2 買主は、一般競争入札実施要項9に記載している●工事を行い、吹田市公園管理者及び下水道管理者による検査に合格することを条件として売買物件を買受けるものとする。（※物件番号●のみ。）

（売買代金及びその支払い）

第3条 売買物件の売買代金は、金 円とする。

2 買主は、前項の売買代金を売主の定める方法により、令和6年●月●日までに（※物件番号●については、●工事に伴う検査合格後30日以内に）売主に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 買主は、本契約の締結と同時に契約保証金として、金 円を売主に納付するものとする。ただし、買主が入札保証金として既に納付した金 円は、契約保証金の一部（全部）に充当するものとする。

2 買主が、前条第2項に定める義務を履行したときは、契約保証金を無利息で売買代金の一部に充当するものとする。

3 買主が、前条第2項に定める義務を履行しないとき、又は、買主の責めに帰すべき事由により本契約が無効若しくは履行不能となったときは、契約保証金は売主に帰属するものとする。

（契約の解除）

第5条 売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができるものとする。

（1）買主が、本契約に定める義務を履行しないとき。

（2）買主が、吹田市暴力団の排除等に関する条例の規定に該当する暴力団及びその関係者と認められるとき。

2 売主は、前項の解除をした場合、契約保証金を返還しないものとする。

3 買主は、第1項の場合において、売買物件に投じた有益費及び必要費、その他の費用があっても、これを売主に請求することはできない。

（所有権移転及び引渡し時期）

第6条 売買物件の所有権移転及び引渡し時期は、第3条第2項に定める期日までに買主が売買代金を完納した日とする。

（所有権移転登記及び費用の負担）

第7条 売主は、前条の規定による所有権移転及び引渡しがあった後に、速やかに所有権移転登記の手続を行うものとし、買主はこれに必要な書類等をあらかじめ売主に提出するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第8条 本契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、売主の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は買主の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 買主は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

ただし、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第10条 買主は、売買物件を次に掲げる用途に使用してはならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用する用途等

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗産業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他それに類する用途等

2 買主は、売買物件の所有権を第三者へ移転する場合は、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定め反する使用をさせてはならない。

3 買主は、売買物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は第1項の使用の禁止を免れるものではない。

（相隣関係等への配慮）

第11条 買主は、売買物件の引渡し以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

2 買主は、売買物件の利用及び建築物の建築に当たっては、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行うものとする。

3 買主は、工事を行う際の事前説明、工事に伴う騒音、振動等への近隣住民等からの申出に対し、自らの責任で対応するものとする。

（法令等による規制の遵守）

第12条 買主は、売買物件の法令等による規制を承知したうえで、本契約を締結したものであることを確認し、売買物件においての利用、造成、建築物の建築又は第三者への売却に当たっては、当該法令を遵守するものとする。

（原状回復）

第13条 買主は、売主が第5条に定める解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

（1）売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。

（2）売主名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を売主に提出すること。なお、売主名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて買主の負担とする。

（3）売買物件に存在する買主が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで売主に返還すること。ただし、売主が原状に復する必要がないと認めたときは、買主は、売主に対し現状のまま返還することができる。

2 前項第3号ただし書きにより、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて売主に帰属する。なお、これにより、買主が損害を被っても売主に対して一切の請求をすることができない。

3 買主は、第1項第3号ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。また、買主の責めに帰すべき事由により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。

（安全等への配慮）

第14条 買主が、売買物件の形質変更や建築の工事等により、周辺の道路等の施設をき損した場合には、直ちに補修等を行い、安全等に努めるものとする。

（公租公課の負担）

第15条 売買物件の公租公課については、買主名義の納税通知書等によるものは、買主の負担とし、売主に対して請求しないものとする。

（契約費用の負担）

第16条 本契約を締結するために必要な印紙税その他一切の費用は、買主の負担とする。

（管轄裁判所）

第17条 本契約に関する管轄裁判所は、売主の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（疑義の決定）

第18条 本契約に定めのない事項で疑義が生じたときは、売主買主協議のうえ決定するものとする。
本契約の締結を証するため本書2通を作成し、売主買主双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 吹田市

代表者 吹田市長

⑨

買主 住 所

氏 名

⑨（実印）

売買物件の表示

所 在	地 番	登記地目	実測面積（㎡）

物 件 調 書

- (1) この物件調書は、入札参加希望者が現地を確認するうえでの参考資料です。入札の前に必ず現地を御確認ください。
- (2) 道路幅員は原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退については関係機関に御確認ください。
- (3) 道路後退等で予め予測されるものについては、各物件調書に表示しておりますが、これ以外についても土地利用形態等により必要となる場合があります。
- (4) 土地利用に必要な接道条件（幅員・連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- (5) 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。

物件番号 1		物 件 調 書	
1 土地の概要			
所 在 地	●	住居表示	●
面 積	●㎡（実測・公簿）		
地 目	●（登記・現況）		
交 通 機 関	●m 徒歩約●分		
校 区	●小学校・●中学校		
接面道路の状況	南 側：市道（●線）・幅員約●m 北東側：市道（●線）・幅員約●m		
法令上の制限	内 容（特記事項参照）		
	用途地域等	●区域・●地域・●区域・●地区 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当●。	
	建 ぺ い 率	●%	容 積 率 ●%
供給処理施設	配 管 等 の 状 況		照会先及び電話番号
	電 気	関西電力送配電（株）	関西電力送配電（株）北摂配電営業所 （０８００）７７７－８０１５
	ガ ス	当用地に接する道路に埋設● （引込みは自己負担）	大阪ガス（株）リビング事業部北部事務所 （０１２０）５－９４８１７
	上 水 道	当用地に接する道路に埋設● （引込みは自己負担）	吹田市水道部工務室給水相談グループ （０６）６３８４－１２５８
	下 水 道	当用地に接する道路に埋設● （引込みは自己負担）	吹田市下水道部管路保全室維持管理担当 （０６）６３８４－２０６８
《特記事項》 （１）入札参加希望者は、土地の利用について吹田市開発事業の手続等に関する条例など関係法令を遵守すること。なお、詳細については、吹田市都市計画部開発審査室開発条例担当（０６－６３８４－１９７４）へお問い合わせください。 （２）当該土地については、土地の利用履歴等調査を実施しております。 （３）●に電柱及びその支線があります。移設には関西電力（株）等と協議してください。 （４）当該土地上のメッシュフェンス及び防草シートは設置された状態のまま引き渡します。 （５）			
2 現地説明会	令和 6 年●月●日（●）●時		
3 最低売却価格	金●円		
4 入札保証金	入札予定額（入札書に記入する金額）の３％以上の金額		

物件番号 1

位置図

丈量図

物件番号 2		物 件 調 書	
1 土地の概要			
所 在 地	●	住居表示	●
面 積	●㎡（実測・公簿）		
地 目	●（登記・現況）		
交 通 機 関	●m 徒歩約●分		
校 区	●小学校・●中学校		
接面道路の状況	南 側：市道（●線）・幅員約●m 北東側：市道（●線）・幅員約●m		
法令上の制限	内 容（特記事項参照）		
	用途地域等	●区域・●地域・●区域・●地区 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当●。	
	建 ぺ い 率	●%	容 積 率 ●%
供給処理施設	配 管 等 の 状 況		照会先及び電話番号
	電 気	関西電力送配電（株）	関西電力送配電（株）北摂配電営業所 （0800）777-8015
	ガ ス	当用地に接する道路に埋設● （引込みは自己負担）	大阪ガス（株）リビング事業部北部事務所 （0120）5-94817
	上 水 道	当用地に接する道路に埋設● （引込みは自己負担）	吹田市水道部工務室給水相談グループ （06）6384-1258
	下 水 道	当用地に接する道路に埋設● （引込みは自己負担）	吹田市下水道部管路保全室維持管理担当 （06）6384-2068
《特記事項》 （１）入札参加希望者は、土地の利用について吹田市開発事業の手続等に関する条例など関係法令を遵守すること。なお、詳細については、吹田市都市計画部開発審査室開発条例担当（06-6384-1974）へお問い合わせください。 （２）当該土地については、土地の利用履歴等調査を実施しております。 （３）●に電柱及びその支線があります。移設には関西電力（株）等と協議してください。 （４）当該土地上のメッシュフェンス及び防草シートは設置された状態のまま引き渡します。 （５）			
2 現地説明会	令和 6 年●月●日（●）●時		
3 最低売却価格	金●円		
4 入札保証金	入札予定額（入札書に記入する金額）の3%以上の金額		

物件番号 2

位置図

丈量図

受付番号	※
------	---

(※は記入しないでください。)

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

私は、吹田市における下記物件の一般競争入札に参加したいので、次の事項を誓約し、関係書類を添えて申し込みます。

誓約事項

- 1 一般競争入札実施要領の欠格事項に該当しません。
- 2 一般競争入札実施要領の記載内容、入札物件の現状、法令上の規制等をすべて承知のうえで参加します。
- 3 落札し買い受けた場合は、土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて私が行うことを承知します。

記

入札物件

物件番号	所在地番

申込者及び共有の場合の代表者（法人の場合は代表者名も記入してください。）

住 所 (所 在 地)			
(フリガナ) 氏 名 (法 人 名)	(※)		
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。		
電 話 番 号		担 当 者	
F A X 番 号		担当者連絡先	

共有者（共有名義とする場合のみ）

住 所 (所 在 地)			
(フリガナ) 氏 名 (法 人 名)	(※)		
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。		
電 話 番 号		担 当 者	
F A X 番 号		担当者連絡先	

※ 3名以上の共有名義とする場合は、裏面に必要事項（住所・氏名・連絡先電話番号等）を追記してください。

空白ページ

入札保証金納付確認書

請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

入 札 者

住 所

(所在地)

氏 名

印 (実印)

(法人名・代表者名)

下記の金額を、吹田市が実施する一般競争入札の入札保証金として納付しました。

物 件 番 号	納付した入札保証金（金額の先頭に¥マークをつけてください。）									
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

落札者とならなかった場合等により、納付した入札保証金を返還するときは、下記の口座に振り込んでください。（ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・預金種目・口座番号を記入してください。）

振 込 先	銀行名		支店名	
	銀行		支店	
	口座種別	口 座 番 号	口 座 名 義 人	
	普 通・当 座 貯蓄・その他 ()		(フリガナ)	

※ 必ず領収証書（本人控）の写しを裏面に貼付してください。⇒

領収証書（本人控）の写し貼付欄↓

<記入例>

入札保証金納付確認書 請求書兼口座振替依頼書

令和6年 月 日

吹田市長 宛

入札者

住所

（所在地）.....吹田市〇〇町〇丁目〇番〇号.....

氏名 吹田株式会社

（法人名・代表者名）.....代表取締役 土地太郎..... ㊞（実印）

下記の金額を、吹田市が実施する一般競争入札の入札保証金として納付しました。

物件番号	納付した入札保証金（金額の先頭に¥マークをつけてください。）									
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
1		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

落札者とならなかった場合等により、納付した入札保証金を返還するときは、下記の口座に振り込んでください。（ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・預金種目・口座番号を記入してください。）

振込先	銀行名	支店名	
	吹田銀行	吹田支店	
	口座種別	口座番号	口座名義人
	☒ 普通・当座 ☐ 貯蓄・その他 （ ）	1234567	（フリガナ）スイタカブシキガイシャ 吹田株式会社

※ 必ず領収証書（本人控）の写しを裏面に貼付してください。⇒

領収証書（本人控）の写し貼付欄↓

誓 約 書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

私は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）に基づき、公共工事その他市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、吹田市から土地を買い受けるのに際して、吹田市暴力団の排除等に関する条例に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、吹田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が吹田市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明した場合は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例及び吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づき、その旨を公表することに同意します。

申込者及び共有の場合の代表者（法人の場合は代表者名も記入してください。）

住 所 (所在地)			
(フリガナ) 氏 名 (法人名)	⑩ (実印)		
電 話 番 号		担 当 者	
F A X 番 号		担当者連絡先	

共有者（共有名義とする場合のみ）

住 所 (所在地)			
(フリガナ) 氏 名 (法人名)	⑩ (実印)		
電 話 番 号		担 当 者	
F A X 番 号		担当者連絡先	

※ 3名以上の共有名義とする場合は、裏面に必要事項（住所・氏名・連絡先電話番号等）を追記のうえ、実印を押印してください。

空白ページ

委任状

私は、吹田市が実施する下記物件の開札において、次の者を代理人と定め、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9に基づくくじを引く権限を委任します。

記

1 物件

物件番号	所在地番

2 代理人

住所.....

氏名.....⑩

令和 年 月 日

委任者（入札者）

住 所

（所在地）.....

氏 名

⑩（実印）

（法人名・代表者名）.....

※ 注意事項

代理人は、本人であることを確認できる書類を持参してください。

空白ページ

入札書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

入札者

住所

(所在地)

氏名

印(実印)

(法人名・代表者名)

1 物件

物件番号	所在地番

2 金額

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ 注意事項

- 1 入札書は、入札を行う物件ごとに作成してください。
- 2 記入の際には、必ず黒のペン又はボールペンを使用してください。鉛筆・消せるボールペン（フリクションペン）などは、使用しないでください。
- 3 金額はアラビア数字で鮮明に記し、先頭には「¥」マークをつけてください。
- 4 金額の訂正はできません。金額欄を書き損じたときは、新しい入札書を作成してください。
- 5 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

吹田市一般競争入札実施要項の記載内容、入札物件の現状、法令上の規制等を承知のうえで、上記のとおり入札します。

空白ページ

<記入例>

入 札 書

令和 6 年 月 日

吹田市長 宛

入 札 者

住 所

..(所在地).....吹田市〇〇町〇丁目〇番〇号.....

氏 名 吹田株式会社

..(法人名・代表者名).....代表取締役 土地太郎..... ㊞ (実印)

1 物 件

物件番号	所在地番
●	●

2 金 額

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 注意事項

- 1 入札書は、入札を行う物件ごとに作成してください。
- 2 記入の際には、必ず黒のペン又はボールペンを使用してください。鉛筆・消せるボールペン（フリクションペン）などは、使用しないでください。
- 3 金額はアラビア数字で鮮明に記し、先頭には「¥」マークをつけてください。
- 4 金額の訂正はできません。金額欄を書き損じたときは、新しい入札書を作成してください。
- 5 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

吹田市一般競争入札実施要項の記載内容、入札物件の現状、法令上の規制等を承知のうえで、上記のとおり入札します。

空白ページ

市有地売却に関する質問書

吹田市長 宛

令和 年 月 日

法人名
所在地
代表者

1 質問事項

質問箇所	質問項目	質問内容
(例) 実施要項 P. O	〇〇について	(※必要に応じて行を追加してください。) 〇〇〇

2 担当者連絡先

法人名	
所属	
担当者氏名	
電話	
E-mail	

(1) 提出期間 令和 6 年●月●日 (●) から令和 6 年●月●日 (●) 午後 5 時 30 分まで

(2) 提出先 吹田市都市計画部都市計画室 (市役所低層棟 3 階)

電話 06-6384-● ファックス 06-6368-●

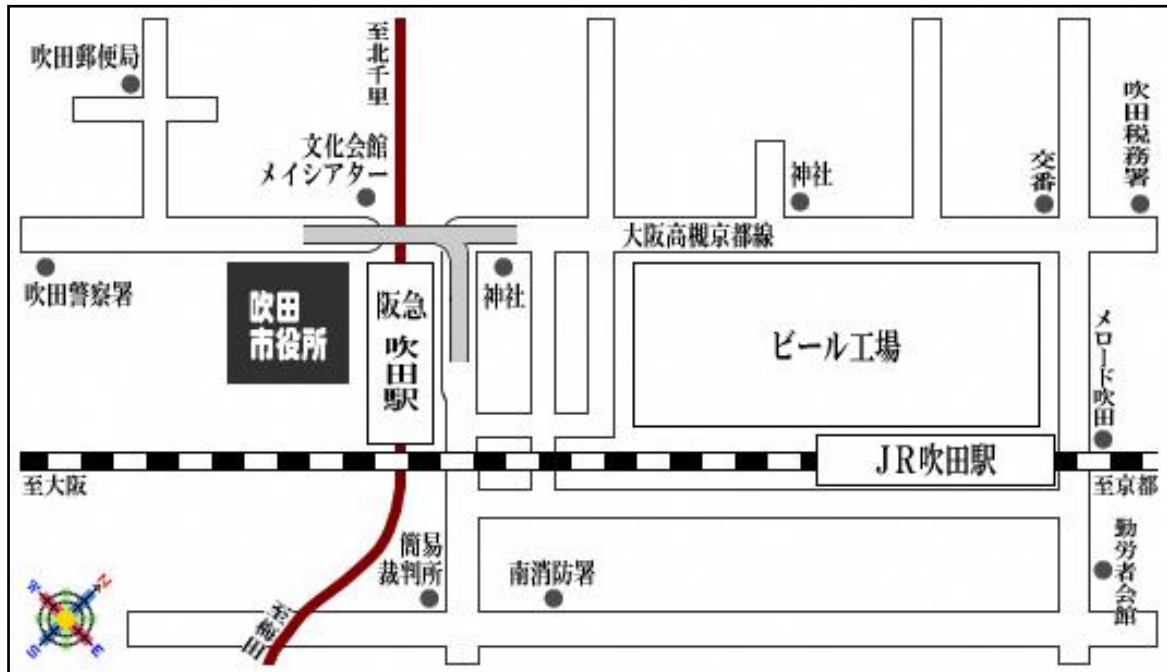
電子メールアドレス ●

(3) 電子メールで送信いただく場合は、件名を「市有地売却」としてください。

(4) ファックス又は電子メールでの送信の場合は、送信後、上記へ電話連絡し、到着の有無を確認してください。(午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (土曜日、日曜日を除く。))

空白ページ

吹田市役所周辺案内図



【受付場所】

吹田市役所 都市計画部都市計画室 （低層棟3階）

吹田市泉町1丁目3番40号（阪急吹田駅西側）

（直通電話）06-6384-●

（代表電話）06-6384-1231

ホームページアドレス

<http://www.city.suita.osaka.jp>